

東京都 自家消費プラン

助成金申請の手引き

Ver. 2.10

※ 本事業は、令和 2(2020)年度において助成金交付申請を受け付けます。
(交付要綱の規定により、令和 2(2020)年度末までに交付申請を行った場合、令和 3
(2021)年 9 月 30 日までに実績報告を提出してください。)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10 階

電話:03-6279-4615 (自家消費プラン担当)

(受付時間) 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9:00～17:00(12:00～13:00を除く)

ホームページ: https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/jikashohi_plan/

当手引きは助成金申請に当たり、助成金交付の対象や手続き上の主な注意点を具体的に説明するものです。本手引きに記載がない事項については、実施要綱及び交付要綱並びに公社の定めるところにより運用されます。

《目次》

助成金を申請される皆様へ	1
《申請手続きの流れ》	2
《申請手続きの流れ》	3
1. 1 事業概要	4
1. 2 助成対象者	5
1. 3 助成対象機器等	6
1. 4 助成対象経費	7
1. 5 助成金の交付額	7
1. 6 助成金交付に係る交付申請	8
1. 7 手続代行者	9
1. 8 助成金の交付決定	9
1. 9 助成金交付の条件	10
2. 1 実績の報告	11
2. 2 申請機種の型式変更について	12
2. 3 助成金の確定及び助成金の交付	12
2. 4 管理、譲渡等の報告等	13
2. 5 住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等	13
2. 6 財産の処分	14
2. 7 交付決定の取消し	15
2. 8 助成金の返還	15
2. 9 違約加算金及び延滞金	15
2. 10 他の助成金等の一時停止等	16
2. 11 個人情報の取り扱い	16
3. 1 申請書類を作成いただく前に(留意事項:必ずお読みください。)	17
4. 1 申請様式の記載例・添付書類	22
記載例:第 1 号様式助成金交付申請書(個人用)	22
(a) 個人である所有者の方	25
(b) 個人に貸与する貸与者	26
(c) 法人である所有者	27
(d) 法人に貸与する貸与者	28
記載例:第 13 号様式助成事業実績報告書(個人用)	31
(a) 個人である所有者の方	34
(b) 個人に貸与する貸与者	36
(c) 法人である所有者	38
(d) 法人に貸与する貸与者	40
5. 1 申請書の送付先	53
(参考) 関連ホームページのご案内	54

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という)が実施する自家消費プランにつきましては、東京都の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としまして、不正受給などの助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

自家消費プランに係る助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請及び受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成対象等の処分制限期間内に処分(助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。なお、公社は、必要に応じて助成対象機器等の管理状況等について調査することがあります。
3. 公社は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金(年率10.95%)を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公益財団法人 東京都環境公社

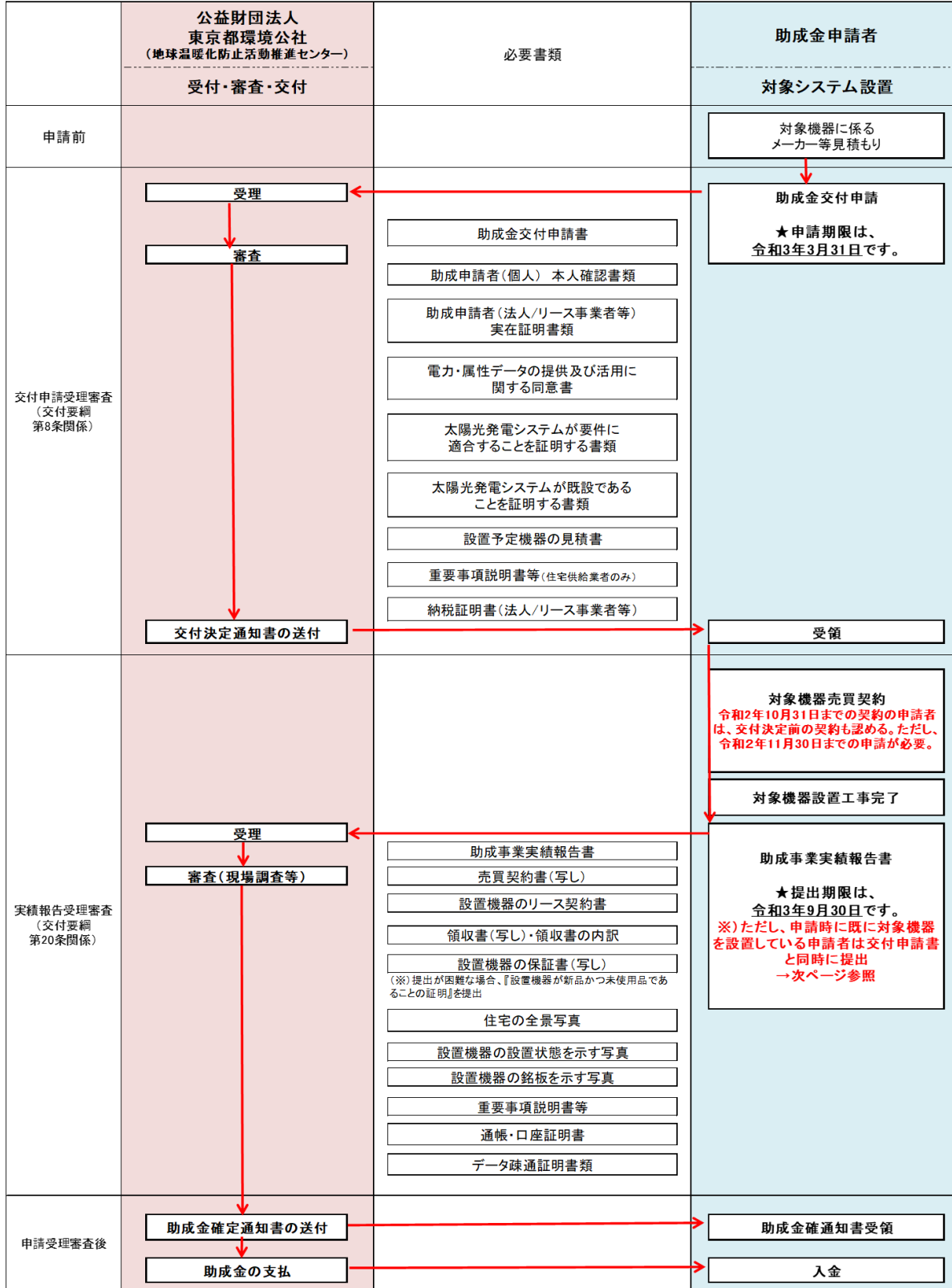
個人又は法人で申請される方は、
本ページ及び申請書類・必要添付書類リストをご確認ください。

《申請手続きの流れ》

契約・機器設置前に申請する場合

【助成金交付要綱第8条/第20条第1項第一、三号】

■申請手続きの流れ(交付要綱第8条:事前申請/契約前申請)

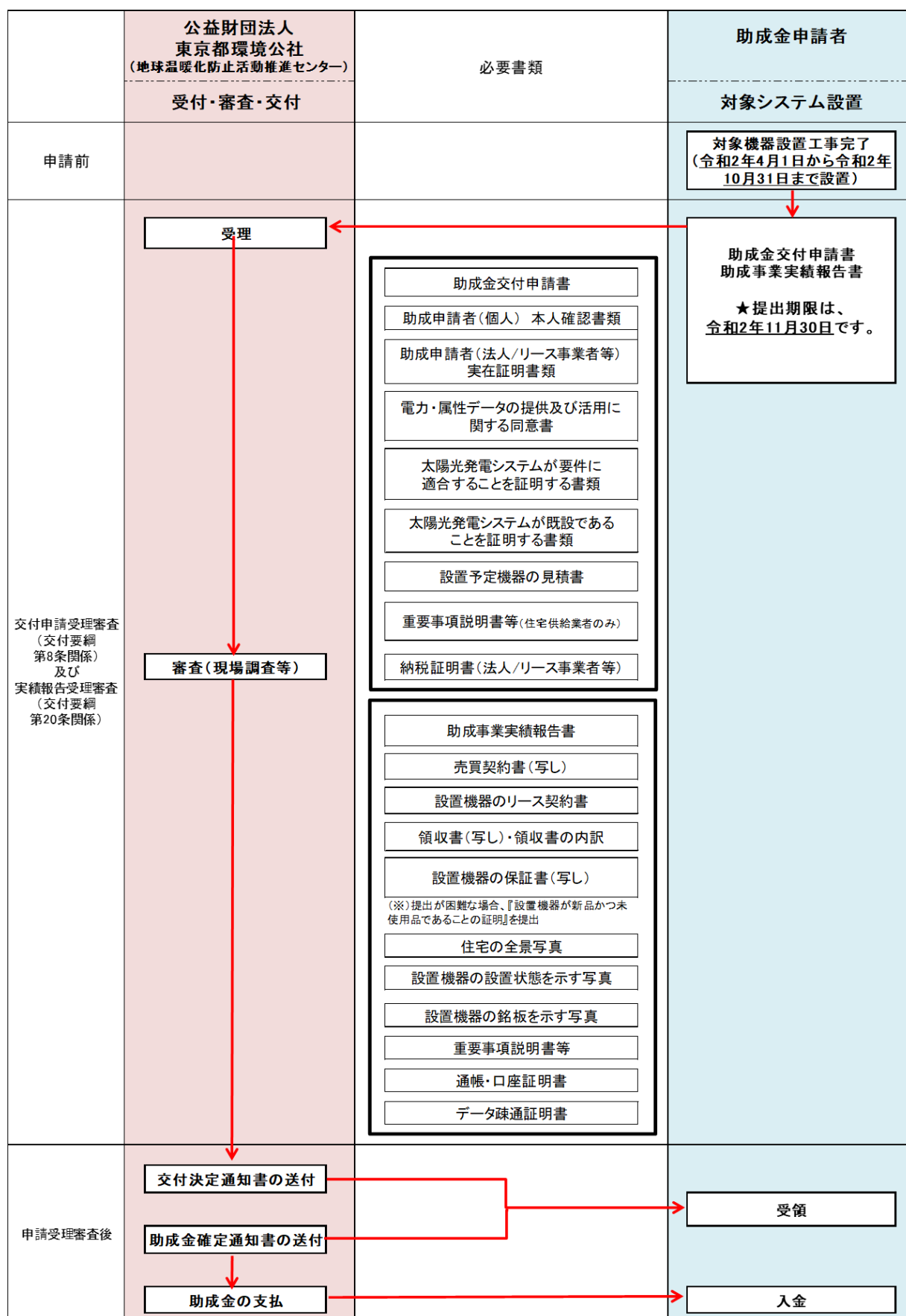


《申請手続きの流れ》

令和2年10月31日までに設置が完了しており、交付申請時と同じ日に実績報告書を提出する場合

【助成金交付要綱第8条/第20条第1項第二号】

■申請手続きの流れ(交付要綱第6条:設置後申請)



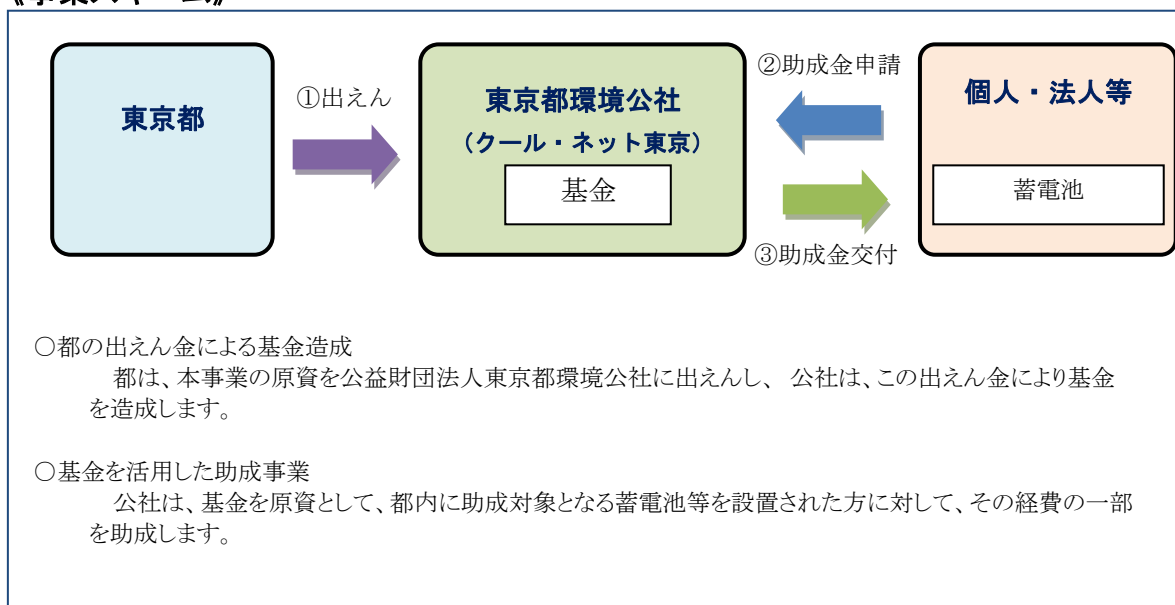
1.1 事業概要

《自家消費プランについて》

自家消費プラン(以下「本事業」という。)とは、公社が令和2(2020)年度から令和4(2022)年度において、蓄電池システムを都内の住宅に設置する方に対して、その経費の一部を助成することにより、太陽光発電による電気の自家消費の増大、家庭における非常時のエネルギー自立性の向上及び本事業を通じて取得したデータ等を東京都が活用することを目的とするものです。

この事業の実施については、「自家消費プラン実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)及び「自家消費プラン助成金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に基づいて行われますので、本事業に申請される方は、これらについてもご一読いただき、その内容を十分理解した上で、手続きを行ってください。

《事業スキーム》



1.2 助成対象者（交付要綱第3条参照）

本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、公社が定める要件に適合する助成金の交付対象となる機器等（以下「対象機器等」という。）を所有する、次の者になります。

- ・所有する対象機器等を都内の住宅に設置する個人又は法人
- ・所有する対象機器等を他の者の住宅に設置するため当該住宅の所有者等に貸与する個人又は法人

なお、国及び地方公共団体等の公的な団体は、助成金交付の対象とはなりません。

- * 助成対象者は、個人、法人を問いません。①個人が申請する場合、②リース事業者等が個人と共同で申請する場合、③法人が申請する場合、④リース事業者等が法人と共同で申請をする場合の、合計4パターンの助成金交付申請様式（助成金交付要綱：第1号様式～第4号様式）を定めています。助成対象者に対応する様式を使用し、交付申請を行ってください。（交付要綱第8条関係）
- * 都内にお住まいでない方であっても、都内に対象機器等を設置した場合は、申請可能です。
- * 対象機器等から供給される電力等を使用する住宅において、当該助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に対象機器等を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている必要があります。
- * 賃貸住宅のオーナーが対象機器等を設置し、入居者が電力需給契約を締結している場合など、助成対象者と電力需給契約者は異なってもかまいません。ただし、この場合は、対象機器等を所有している賃貸オーナーが、申請してください。
- * リース等により対象機器等を設置した場合は、当該機器等の所有権を有するリース事業者等を助成対象者とします。
- * 新築分譲マンション等については、助成対象住宅の所有者（住宅購入者）に対して、対象機器等の所有権が引き継がれることを証する書類（重要事項説明書等）が提出できる場合、住宅供給事業者による、交付申請が可能です。（交付要綱第22条関係）
- * 税金の滞納がない者、暴力団員等でないこと、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者である必要があります。

1.3 助成対象機器等 (交付要綱第4条、第5条参照)

対象機器等は、以下の要件に適合するものとします。

なお、助成金の交付決定に当たっては「1.9 助成金交付の条件」に定める事項を満たすこととします。

(公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成事業において助成を受けたものを除く。

また、対象機器等に対して東京都出資の他の補助金・助成金を受けている場合、基本的には併給できません。ご確認ください。)

●蓄電池システム

ア 蓄電容量1kWh 当たりの機器費が 20 万円以下であること。

イ 別に定める規定に基づき、公社が登録したものであること。

・クールネット東京ホームページ

(https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/jikashohi_ichiran/index.html)

ウ 対象機器等を購入した際の領収書の日付(領収日)が、令和 2(2020)年 4 月 1 日から令和 3 (2021)年 9 月 30 日までのものであること。

エ 都内に新規に設置されたものであること。

オ 未使用品であること。

カ 対象機器等から供給される電力が、住宅の住居の用に供する部分(当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。)で使用されていること。

キ 太陽光発電システムと同時期に導入、又は既に導入されていること。

※太陽光発電システムについては、当該システムを構成するモジュールが次のいずれかの認証を受けていること。

(ア) 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)による認証

・JET ホームページ <http://www.jet.or.jp/products/solar/>

(イ) 国際電気標準会議(IEC)の IEC61730-1/2 制度に加盟する海外認証機関による認証

※既に太陽光発電システムを導入している場合で、上記(ア)又は(イ)のいずれの認証を受けておらず、かつ過去に国、東京都又は公益財団法人東京都環境公社により住宅用太陽光発電システムの助成金の対象であった場合は、当該助成金の交付決定通知書(写し)、又は売電明細等(再生可能エネルギー発電事業計画認定を受けていることを証する)を提出することにより、助成要件を満たすこととします。

* 法人が所有、管理する住宅(賃貸住宅、社宅等)の住居の用に供する部分に対象機器等から供給される電力を使用する場合も対象となります。

* 集合住宅に設置する場合は、助成対象機器等を設置する各家庭の電力データを提供することができるものに限り、共用部での使用は対象外です。

* 対象機器等を電力の使用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、電力を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合も、助成対象となります。

* 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器等を設置し、店舗又は診療所等のみで対象機器等から供給される電力を使用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されていないため、助成対象となりません。

* 対象機器等を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象機器等の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(助成金交付申請書3/3ページ目に記載されている＜同意事項＞を必ず確認してください。)

1.4 助成対象経費（交付要綱第6条参照）

- ① 助成対象経費は、助成金交付申請を受けて公社が交付決定をした日より後に、助成対象機器等の売買契約又はリース契約を締結するものに限ります。（ただし、令和2年4月1日から令和2年10月31日までに対象機器等を設置し、又は令和2年10月31日までに売買契約若しくはリース契約を締結し、かつ令和2年11月30日までに交付申請を行ったものに限り、設置後又は契約後の申請であっても助成対象経費となります。）
- ② 対象機器等の設置後180日を経過する日又は令和3年9月30日のいずれか早い日までに実績報告書を提出することで、助成金を確定し、公社から助成対象者に助成金を支払います。

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の経費であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

●蓄電池システム

機器費（設備機器の購入等に要する費用。工事費・消費税除く。）（*）

（*）蓄電池システムの助成対象経費

蓄電池システムの機器費（設備機器の購入等に要する費用）

蓄電池部（リチウムイオン蓄電池）と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等の助成対象機器等に付随するものに限ること。）の両方を備えたもの。

※付帯設備（キュービクル、計測・表示装置等）、工事費（基礎工事、据付・配線工事等）は除きます。

1.5 助成金の交付額（交付要綱第7条参照）

本助成金の交付額は、次に定める金額（千円未満切り捨て）とします。

●蓄電池システム

助成対象経費の2分の1。

ただし、1戸当たりの上限額は次のいずれか小さい額とします。

- ① 1kWh 当たり 100,000 円に、SII に登録された蓄電容量（キロワット時を単位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。）を乗じて得た額
- ② 600,000 円

1.6 助成金交付に係る交付申請（交付要綱第8条、第9条参照）

(1) 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下、「助成対象者」という。）は、次の表の第一欄に規定する助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成対象者又は助成対象者から依頼された手続代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力や、貼付台紙への貼付を行ってください。

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/jikashohi_plan/download

本事業からオンラインによる申請が可能となりました。

詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/jikashohi_plan/



第一欄 申請者＝対象機器等の 購入者（所有者）	第二欄 申請書類
(a) 個人である所有者 (個人、個人の賃貸マンションオーナー等)	1 自家消費プラン 助成金交付申請書(個人用)【第1号様式】 2 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(b) 個人に貸与する貸与者 (リース事業者等との共同申請)	1 自家消費プラン 助成金交付申請書 (個人(共同申請)用)【第2号様式】 2 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(c) 法人である所有者 (法人、社宅の法人オーナー、法人の賃貸マンションオーナー等)	1 自家消費プラン 助成金交付申請書(法人用)【第3号様式】 2 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(d) 法人に貸与する貸与者 (リース事業者等との共同申請)	1 自家消費プラン 助成金交付申請書 (法人(共同申請)用)【第4号様式】 2 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)

各様式の作成要領、添付書類に関する注意点については、本手引き 17 ページ以降をご確認いただき、申請に当たっては書類不備がないようご協力をお願いいたします。

(2) 申請受付期間

本助成金の交付申請は、以下の日までに申請してください。

・令和 2(2020)年 9 月 15 日から令和 3(2021)年 3 月 31 日(消印有効)まで

(3) 令和 2 年度の予算規模

・蓄電池システム: 43 億 9,200 万円

※公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合には、提出された申請書の中で抽選を行います。

1.7 手続代行者（交付要綱第10条参照）

助成対象者は、本手引き8ページ「1.6 助成金交付に係る交付申請」による助成金の交付申請に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することが出来ます。

助成金の交付申請に係る手続の代行を行う者（以下、「手続代行者」という。）は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。

- * 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。
- * 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんのでご注意ください。

1.8 助成金の交付決定（交付要綱第11条、第12条参照）

公社は、本手引き8ページ「1.6 助成金交付に係る交付申請」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の予算の範囲内で、本助成金の交付を決定します。

本助成金の交付決定後、助成対象者に対し助成金交付決定通知書を送付します。

- * 助成金の交付決定通知は郵送にて行います。送付先は、原則助成対象者宛てとなります。対象機器等の設置場所が助成対象者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。
- * 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合において、不交付の決定を行い、不交付とする場合についても、助成対象者に対し、郵送にてその結果を通知いたします。
- * 助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知の受領の日の翌日から起算して7日以内に、申請の撤回をすることができます。（助成金交付要綱第13条参照）一度申請を撤回した対象機器等については、再申請はできませんのでご了承ください。

1.9 助成金交付の条件（交付要綱第12条参照）

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。他の条件については、交付要綱第12条を参照してください。

（1）電力データ及び属性データの提供及び利活用への同意

申請者は、助成対象住宅における電力データ、属性データ及び太陽光発電による電気の自家消費に相当する環境価値の無償での譲渡に同意することとします。

（2）現地調査への協力

公社は、対象機器等の設置状況や稼働状況について、助成金交付決定の前後において、現地調査等を行う場合があります。

申請者は、対象機器等から供給される電力等を使用する住宅にお住まいの方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。（助成金交付申請書3／3ページ目に記載されている＜同意事項＞を必ずご確認ください。）

（3）公社が求める情報の提供に関する協力

申請者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に対して提供することに同意した上で、助成金の交付申請を行うものとします。

なお、申請者は、手続代行者を通じて、当該資料及び情報等を公社に提供させることができるものとします。

（4）助成対象住宅の所有者の承諾

助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象機器等を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請するものとします。

（5）安全性等の確認

助成対象機器等について立地上又は構造上危険な状態にないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また、助成対象者に対して、公社が求めた場合には、対象機器等の設置施工状況等について、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

2.1 実績の報告 （交付要綱第 20 条参照）

（1）助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下、「助成事業者」という。）は、次の表の第一欄に規定する助成事業者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成事業者又は手続代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力や、貼付台紙への貼付を行ってください。

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/jikashohi_plan/download

本事業からオンラインによる申請が可能となりました。

詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/jikashohi_plan/



第一欄 申請者＝対象機器等の 購入者（所有者）	第二欄 申請書類
(a) 個人である所有者 (個人、個人の賃貸マンションオーナー等)	1 自家消費プラン 助成事業実績報告書（個人用）【第 13-1号様式】 2 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 （申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。）
(b) 個人に貸与する貸与者 (リース事業者等との共同申請)	1 自家消費プラン 助成事業実績報告書（個人（共同申請）用）【第 13-2号様式】 2 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 （申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。）
(c) 法人である所有者 (法人、社宅の法人オーナー、法人の賃貸マンションオーナー等)	1 自家消費プラン 助成事業実績報告書（法人用）【第 13-3号様式】 2 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 （申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。）
(d) 法人に貸与する貸与者 (リース事業者等との共同申請)	1 自家消費プラン 助成事業実績報告書（法人（共同申請）用）【第 13-4号様式】 2 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 （申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。）

各様式の作成要領、添付書類に関する注意点については、本手引き 17 ページ以降をご確認いただき、提出に当たっては書類不備がないようご協力をお願いいたします。

(2) 実績報告受付期間

実績報告は、以下の日までに提出してください(消印有効)。

- ① 公社が交付決定をした日より後に、助成対象機器等の売買契約又はリース契約を締結するもの
・対象機器等を設置した日(領収日)から180日を経過する日又は令和3(2021)年9月30日のいずれか早い日まで
- ② 令和2(2020)年4月1日から令和2(2020)年10月31日までに助成対象機器等が設置されているもの
・交付申請時に設置済みの場合、交付申請を行う日と同じ日(令和2年11月30日まで)
- ③ 令和2(2020)年10月31日までに売買契約又はリース契約を締結しているもの
・交付申請時に対象機器等が未設置の場合、助成対象機器等を設置した日から180日を経過する日又は、令和3(2021)年9月30日のいずれか早い日まで
・令和2年11月30日までの交付申請時に対象機器等が設置済みの場合、交付申請を行う日と同じ日(令和2年11月30日まで)

2.2 申請機種の型式変更について (交付要綱第15条参照)

「1.8 助成金の交付決定」により交付決定した申請機種の型式変更について、新製品の販売等により異なる型式の機器等を設置した場合は、公社が別に定める様式に従い、変更申請書及び変更後の見積書を提出してください。型式の変更が認められるのは、「1.6 助成金交付に係る交付申請」による助成金申請金額を上回らない範囲であること、本事業の助成対象機種であることが条件です。

2.3 助成金の確定及び助成金の交付 (交付要綱第21条参照)

公社は、本手引き 11 ページ「2.1 実績の報告」により実績報告を受けた後、当該実績報告の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の予算の範囲内で、本助成金額を確定します。

本助成金額の確定後、助成事業者に対して助成金確定通知書を送付し、助成金を支払います。

- * 助成金の確定通知は郵送にて行います。送付先は、原則助成事業者宛となります。対象機器等の設置場所が助成事業者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。

2.4 管理、譲渡等の報告等（交付要綱第 17、23 条参照）

助成事業者は、以下のとおり対象機器等の管理を行い、(2)～(3)に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- (1) 助成事業者は、対象機器等について、対象機器等の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。)において善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。この場合において、助成事業者は、対象機器等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければなりません。
- (2) 法定耐用年数の期間に、助成事業者の氏名、住所等の変更が生じた場合は、速やかに助成事業者は、助成事業者情報の変更届出書(第 11 号様式)を公社に提出しなければなりません。
- (3) 法定耐用年数の期間に、対象機器等の譲渡等(交付要綱第 22 条第 1 項に規定する譲渡を除く。)により当該対象機器等の所有者を変更した場合は、助成事業者及び当該変更後の所有者は、当該変更が生じた日から 30 日以内に、助成対象機器等所有者変更届(第 15 号様式)を公社に提出しなければなりません。この場合において、助成事業者における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとします。

＊ 対象機器等の法定耐用年数は以下のとおりです。

- ・ 蓄電池システム(6 年)

＊ 助成事業者は、対象機器等の所有権を移転させる場合には、変更後の所有者に対して、本事業の目的及び本助成金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください。

2.5 住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等（交付要綱第 23 条参照）

- (1) 助成事業者が住宅供給事業者(住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。)である場合において、当該住宅供給事業者が助成対象機器等を設置した新築分譲住宅等(以下「助成新築分譲住宅等」という。)を販売し、助成対象機器等の所有権が当該助成新築分譲住宅等を購入した者(以下「譲受者」という。)に移転したときは、当該住宅供給事業者及び譲受者は、当該機器の所有権が移転した日から 30 日以内に、助成対象機器等所有者変更届(第 15 号様式)を公社に提出しなければなりません。
- (2) (1)の場合においては、助成事業者における助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は譲受者に移転します。
- (3) 助成新築分譲住宅等を販売する住宅供給事業者は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に(2)に規定する内容を記載し、譲受者がこの内容に反することないように、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

(重要事項説明書記載例) ※各社の表現に合わせていただくことは可能ですが、以下の内容について原則全て反映させていただきます。

蓄電池システム(以下「助成対象機器等」という。)は、公益財団法人 東京都環境公社(以下「公社」という。)より「自家消費プラン」の助成金を受けています。助成対象機器等を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引継がれます。以下のとおり助成対象機器等の管理を行い、⑤～⑥、⑧に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 譲受者(以下「買主」という。)は、助成対象機器等を設置する住宅における電力データ及び属性データの無償での提供、並びに太陽光発電による電気の自家消費に相当する環境価値の無償での譲渡について、これに同意すること。
- ② 公社の指定する者が助成対象機器等の稼働状況の現地調査等を行う場合は、買主は、当該現地調査等に協力すること。
- ③ 集合住宅に助成対象機器等を設置した場合は、買主は、継続的に効率的な電力消費量の削減及び電力需要ピーク時の電力使用の抑制に努めること。
- ④ 買主は、助成対象機器等について、助成対象機器等の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。蓄電池システム:6年)において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、買主は、助成対象機器等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- ⑤ 法定耐用年数の期間に、買主の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から速やかに、買主は、助成事業者情報の変更届出書(第11号様式)を公社に提出しなければならない。
- ⑥ 法定耐用年数の期間に、助成対象機器等の譲渡等により当該助成対象機器等の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、買主及び当該変更後の所有者は、助成対象機器等所有者変更届(第15号様式)を公社に提出しなければならない。この場合において、買主における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- ⑦ 買主は、公社の承認を受けずに、助成対象機器等の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- ⑧ 買主は、助成対象機器等の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第16号様式)を、公社に提出するものとする。
- ⑨ 公社は、助成対象機器等の処分の承認申請を受けたときは、速やかに当該申請の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を前項の申請をした者に通知するものとする。
- ⑩ 買主は、前文の承認を受けて助成対象機器等の処分をし、収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上のときは当該助成を受けた金額を、その収入が助成を受けた金額を下回るときは、当該収入の金額を公社に納付しなければならない。

(4)住宅供給事業者は、新築分譲住宅等の販売後、譲受者が第12条及び第22条から第31条までの義務の遵守を行うよう、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

2.6 財産の処分 (交付要綱第22条参照)

助成事業者は、以下のとおり対象機器等の処分について制限がありますので、ご注意ください。

- (1) 助成事業者は、公社の承認を受けずに、対象機器等の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはなりません。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りではありません。
- (2) 助成事業者は、(1)本文の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第16号様式)を、公社に提出するものとします。
- (3) 公社は、(2)の申請を受けたときは、速やかに(1)本文の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を(2)の申請をした者に通知するものとします。
- (4) 助成事業者は、(1)本文の承認を受けて対象機器等の処分をして収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上のときは当該助成を受けた金額を、その収入が助成を受けた金額を下回るときは、当該収入の全額を公社に納付しなければなりません。

2.7 交付決定の取消し（交付要綱第 24 条参照）

助成事業者は次のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。なお公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに助成事業者へ通知するものとします。

- (1) 助成事業者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- (2) 助成事業者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又は交付要綱に基づく公社の請求に応じなかったとき
- (3) 対象機器等に対して、都における他の助成金が交付されていることが判明したとき

2.8 助成金の返還（交付要綱第 25 条参照）

- (1) 助成事業者は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合、既に交付を行った助成金があるときは、公社が付す期限内において、交付を受けた助成金の返還をしなければなりません。
- (2) 助成事業者は、本助成金の交付を受けた後、当該本助成金の額が、本手引き 7 ページ「1.5 助成金の交付額」に定める額を超えたことが判明した場合は、公社が付す期限内において、当該超過額の返還をしなければなりません。
- (3) 助成事業者は、(1)及び(2)により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。
- (4) 助成事業者は、(3)の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第 18 号様式）を提出しなければなりません。

2.9 違約加算金及び延滞金（交付要綱第 26、27 条参照）

- (1) 公社は、本助成金の全部又は一部の取消しを行った場合において、助成事業者に対し、返還請求を行ったときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。
- (2) 助成事業者は、(1)による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- (3) 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。
- (4) 助成事業者は、(3)による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

2.10 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第 28 条参照）

公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

2.11 個人情報の取り扱い（交付要綱第 32 条参照）

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国、自治体等が行う蓄電池等の設置に係る助成金その他の給付金の交付事業に関わる目的にのみ使用します。

また、公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国、自治体等から交付される助成金その他の給付金に係る情報を国、自治体等と協議の上、当該国、自治体等から収集することがあります。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

3.1 申請書類を作成いただく前に(留意事項:必ずお読みください。)

申請書類及び添付書類(本手引き 22 ページ 4.1 申請様式の記載例・添付書類)の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

また、相談窓口にて問合せの多い質問については、公社(クール・ネット東京)のホームページに、随時、「よくある質問」として更新していく予定です。

こちらにつきましても、ご確認いただきますようお願いいたします。

【ホームページ】「よくある質問」

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/jikashohi_plan/

- * 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがありますので、提出書類は必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。公社に提出された書類をFAX等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできません。
- * 必要事項の確認のため、必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

(1) 申請者本人確認書類

助成金交付申請書の助成対象者に関する情報を証明するものです。

以下の書類のうちいずれか一つの写しについて、公社で申請を受付けた時点で有効期限内であることが必須となります。必ず有効期限を確認の上、提出してください。

なお、申請書本人の氏名・住所の内容がはっきりと確認できるものとしてください。

- ① 運転免許証
- ② 健康保険証(後期高齢者医療被保険者証)
- ③ 住民基本台帳カード
- ④ 日本国パスポート
- ⑤ 外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書
- ⑥ 身体障害者手帳
- ⑦ 療育手帳
- ⑧ 精神障害者保健福祉手帳
- ⑨ 運転経歴証明書
- ⑩ マイナンバー個人番号カード(裏面は不要)

※ 現住所・氏名の記載であること。

(氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁が必要です。)

※ 日本で発行されたものであること。

(2) 設置予定機器の見積書

公社の指定する様式で作成してください。(本手引き 30 ページ)

指定の様式で作成できない場合、下記必須項目を記載し、社判を押印の上、提出してください。

- ① 見積書に発行者(販売事業者)の捺印があること
- ② 対象機器設置場所住所が明記されていること
- ③ 「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること
- ④ 対象機器等のパッケージ型番が正確に記載されていること
- ⑤ 対象機器等の金額(機器費のみ。工事費、消費税、諸経費含まず)が明確に記載されていること

(3) 対象機器等を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳

- ① 領収書に下記必要項目の記載が出来ない場合や記載がない場合は、必ず公社の定める様式で領収書内訳を作成し提出してください。

・宛名(助成対象者名であること) ・領収金額 ・助成対象経費(機器費のみ、工事費※、消費税含まず)
・設置場所住所 ・対象機器等メーカー名 ・対象機器等パッケージ型番 ・製造番号
・収入印紙及び割印(消印) ・領収日 ・発行者(販売事業者)名 ・発行者(販売事業者)捺印

- ・販売事業者が作成した「対象機器等に関する領収書内訳について」(※1)
 - ・工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で上記①の内容が確認できるものの写し(※2)
- ② 新築の場合など、対象機器等以外の費用が含まれている領収書についても提出は可能ですが、①の項目を証明していただくため、公社の定める様式で領収書の内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
 - ③ 複数台をまとめて購入した際の領収書については、対象機器等 1 台ごとの助成対象経費、対象機器等の製造メーカー名、対象機器等のパッケージ型番等上記①の内容が記載されたものがが必要です。必要に応じて領収書内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
 - ④ 収入印紙及び割印(消印)が確認できるものがが必要です。収入印紙がなく、かつ、クレジット支払いである事が明確でない場合(但書の記載が「立替払い」となっている等。)は、追加でクレジットの契約書等の写しが必要です。
 - ⑤ ローン、クレジット契約であっても、対象機器等の所有権が助成事業者にある場合は、助成対象となります。ただし、対象機器等の販売を行った者が発行した領収書が必要です。なお、銀行振込証は認められません(クレジット払いなどの領収書作成例は本手引き 45 ページをご参照ください。但し、提出する際は上記①の項目が全て記載されていることが必要です。)
 - ⑥ 領収書に記載された対象機器等に係る機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があるものと公社が認めた場合には、対象機器等を設置する住宅への現地調査による設置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行うことがあります。

- (※1) 領収書に助成対象金額等必要な項目が記載できない場合は、別紙「対象機器等に関する領収書内訳について」(本手引き 43 ページ参照)を提出してください。

・「対象機器等に関する領収書内訳について」の金額と、助成事業実績報告書(2/3) ページ内の(4)における「購入金額」は同額となります。

- (※2) 助成対象機器等の設置に係る工事請負契約書等の写しをもって、領収書の内訳金額を証明することも出来ます。

・工事請負契約書(契約書類)等には、上記(2)①とあわせて助成事業者及び発行者(販売事業者)捺印が必要です。両者の印がはっきり確認できるものを提出してください。(注文書及び注文請書など書類を別々に作成したときには、両方の写しが必要となります。)

(4) 対象機器等の保証書の写し

- ① 購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。使用者控え(お客様控え等)の写しとします。
- ② 製造者名(メーカー名)、型番がはっきり読み取れるものを提出してください。
(注意)複数台をまとめて購入する場合は、各助成対象機器等の型番、製造番号等がわかるものとしてください。
- ③ 保証書がすでに最終所有者の手元にある等、提出が困難な場合は「設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明」を提出してください。(本手引き 47 ページ参照)

(5) 対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力等を使用する住宅の全景写真

- ① 1階部分から建物全体(正面玄関側)が写っているものをご用意ください。
 - ② 対象機器等を設置する建物と対象機器等から供給される電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
 - ③ 全景写真では、助成対象機器等が写ってなくても構いません。
 - ④ 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。
 - ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
 - ⑥ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

(6) 助成対象機器等の設置状態を示す写真

- ① 設置された機器等の全景写真を提出してください。
- ② 設置完了後(設置した事実がわかるもの)の写真を提出してください。
- ③ 対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真としてください。
- ④ 写真の縦横比を変更しないでください。
- ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑥ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ⑦ 1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれていても構いません。

※ 日没後撮影等で助成対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

※ 日よけ等の目的で対象機器等を覆うカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影してください。

(7) 助成対象機器等の型番及び製造番号(銘板)を示す写真

- ① 設置完了日以降の写真を提出してください。
- ② 型番と製造番号が1枚に写っている写真を提出してください。型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。
- ③ 雨水やフラッシュ等で型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合、再提出していただく必要があります。
- ④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑤ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ⑥ 蓄電池は、蓄電池ユニット本体の型番及び製造番号(銘板)を撮影して提出してください。なお、ケース表面に銘板がない場合、パッケージ型番やシステム型番の銘板写真の提出を求めることがあります。

(8) 口座情報の写し

助成金交付申請書(兼設置完了報告書)の「助成金振込先に関する情報」記載の内容を証明する書類です。

以下の助成金振込口座情報の記載がはっきりわかる通帳のコピー等を提出してください。なお、記載が分かれている場合は複数枚でも構いません。

・ 金融機関名(コード) ・ 支店名(コード) ・ 預金種類 ・ 口座番号 ・ カタカナの口座名義

※ 助成金申請者と同一の口座名義であること

※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの、もしくは、金融機関ホームページのログイン後画面の写しで、金融機関名(コード)、支店名(コード)、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義が確認できるものを提出ください。

(9) 要件にある太陽光発電システムの「接続契約のご案内」の写し

電力会社との接続契約締結完了後のものをご提出ください。

(10) 要件にある太陽光発電システムの「出力対比表」

設置した全モジュールの出力と製造番号の対比表で、モジュールのメーカーが発行するものです。(太陽光モジュールの「製造メーカー」「型番」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が記載されているもの。)

助成事業者名の記載がない場合は、空欄に助成事業者の氏名を補記してください。

※ メーカーが発行していない場合の対応について

① 出力対比表を作成して提出してください。(本手引き 52 ページ参照)

② 助成事業者名及び販売店名、製造メーカー名、太陽光モジュール型式、1枚当たりの公称最大出力(ワット)を記載してください。

(注) 複数の型式を設置される場合にはその旨わかるよう作成してください。

この場合には、製品に同梱されている製造番号の写し(バーコード)を貼付して提出してください。

(11) 太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書の写し

① 購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。使用者控え(お客様控え等)の写しとします。

② 製造者名(メーカー名)、型番がはっきり読み取れるものを提出してください。

③ 引渡日等の記載があるものを提出してください。

(12) 国、都又は公社による住宅用太陽光発電システム助成金交付決定通知書の写し(既設の場合)

JET 又は海外認証機関による認証を受けておらず、かつ過去に国、都又は公社により住宅用太陽光発電システムの助成金を受けていた場合に提出してください。

(13) 直近の太陽光発電の売電明細の写し(既設の場合)

領収月(若しくは領収前月)のものであって、太陽光発電システムの契約のご住所が蓄電池を設置した住所と一致していることを確認してください。

(14) 要件にある太陽光発電システムの設置状況を示す写真

設置後の写真を提出してください。

4.1 申請様式の記載例・添付書類

記載例：第1号様式助成金交付申請書(個人用)

(第1号様式)

法人、リース事業者の場合は様式が異なります。ご確認ください。

個人申請用

記入日 2020 年 9 月 15 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

自家消費プラン
助成金交付申請書(個人用)

手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記載してください。鉛筆等ボールペン以外で記載したもの、消すことができるインクのペンで記載したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記載したものについては、受付できません。

(1)助成金申請者に関する情報

(i)申請者に関する情報を証明するため、見積書の宛先(注文者)と一致していることをご確認ください。

◆公社は、本欄に記入された氏名及び住所に対して、決定通知書等を送付します。

申請者氏名(※1)	フリガナ トウキョウ タロウ 東京 太郎	電話番号(※2)	03-1234-XXXX
		電子メールアドレス	0000@delco.jp
申請者住所	〒 163 - XXXX (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。) 東京 都道府県 〇〇 区市町村 〇〇1-2-3 ●●マンション502号室		

・申請者住所は都外でも構いません。
・住居表示による住所を記載してください。
・本人確認書類と一致させてください。

(※1) 郵送申請の方は、必ず押印してください。
(※2) 電話番号は、日中連絡がとりやすい番号を必ず記入してください。

(2)対象機器等設置場所に関する情報

(i)都内の住宅に設置されることを確認するため、設置機器の見積書等に記載のある設置住所と一致していることを確認してください。

申請者住所以外に設置する場合はこちらに☑をしてください。

対象機器等を設置する建物の住所	選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)等を入れてください。	
	☐ 助成申請者住所と同じ	☒ その他(下記に住所記載)
	〒 153 - XXXX (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。) 東京 都道府県 〇〇 区市町村 〇〇2-3-4	
電力を供給する住宅の種類	☒ 戸建住宅 ☐ 集合住宅	
上記の住宅の既築・新築別	☒ 新築住宅 着工予定日 ※ 2020/10/10 しゅん工予定日 ※ 2020/2/20 ☐ 既築住宅	
上記住宅の所有権の所在	☒ 自己所有 ☐ 自己所有以外	

設置する住所の住居表示を記入してください。見積書の設置場所住所と一致していることを確認してください。

※交付申請時、助成対象機器を設置する新築住宅等がしゅん工前である場合、着工予定日、しゅん工予定日を記入してください。

(3)対象機器等に関する情報

複数台数の申請を行う場合は、1台又は1システムとしてご記入ください。

公社のHPで公開している機器登録番号を記入してください。

機器登録番号(※1)・設置台数	設置予定年月日(※2)	設備容量
1 Z1001 1 台	2020/12/12	5.5 kWh (蓄電容量) 5.4 kW (定格出力)
2 複数台ある場合にご活用ください。		kWh (蓄電容量) kW (定格出力)

(※1) 公社(クールネット東京)のホームページで登録機器をご確認の上、機器登録番号を記入してください。

(※2) 設置済みの申請者は領収書の日付(領収日)を記入してください。

(4)太陽光発電システムの設置状況に関する情報

(2/3)

(i) 太陽光発電システムを当該機器設置に合わせて新たに設置すること、または既に設置していることが条件です。

新たに設置する場合は新設に、既に設置している場合は既設にチェックを入れてください。

(ii) 太陽光発電システムを新たに設置する場合には、提出する見積書等で太陽光発電システムの設置に係る費用を記入する必要があります。

太陽光発電システムの設置状況	☒ 新設	☐ 既設
----------------	--	-----------------------------

(5)助成申請金額に関する情報

(i) 対象機器費に係る見積書等の提出が必要です。

(ii) 購入予定金額欄に記載する金額は、見積書等に記載

購入予定金額(税抜) ÷ (3)で記入した蓄電容量

令和2年4月1日から令和2年10月31日までに対象機器の設置が完了しており、領収書等を受領し、領収書等に記載の機器費を記入してください。

	購入予定金額(税抜) (購入予定金額の内、機器費を記入)	助成申請金額 (千円未満切捨)(※1)	購入予定金額／設備容量 (円／kWh)(※2)
1	¥1,100,000 円	¥550,000 円	200,000 円／kWh
2	円	円	円／kWh

(※1) 「購入予定金額」に対して規定の助成率を乗じた金額又は上限額のいずれか小さい額を記入してください。

(※2) 交付要件は蓄電容量1kWh当たりの機器費が20万円以下です。20万円を超えると助成金不交付となりますのでご注意ください。

(6)手続き代行者に関する情報

・対象機器等を販売する方が手続きを代行する場合は、以下枠線内も記入
その場合、公社からの提出書類等の確認に関する連絡は、原則として手

都外の会社でも構いません。
手続き代行をする会社又は拠点の代
表者を記入してください。

会社名	フリガナ カンキョウエネルギー販売株式会社 環境エネルギー販売株式会社	担当者電話番号	03-1234-XXXX
		電子メールアドレス	OOOO@AA.co.jp
法人代表者 氏名	フリガナ トリキョウヒガ シンゲンショウ 役職名 東京東店店長	フリガナ カンキョウ タロウ 氏名 環境 太郎	
部署名	総務部販売課	部署名が無い場合は「 - 」 (ハイフン)としてください。	担当者名 環境 花子
代行者住所	〒 111 - XXXX 東京 都道府県 AA 区市町村 AA3-4-5	(郵便番号、都道府県、市区町村、番地を必ずご記入ください。)	

(7)対象機器売買契約予定日

2020 年 12 月 1 日

対象機器の売買契約予定日を記入してください。また、交付申請時に契約済みの方は契約日を記入してください。

※交付決定前の契約は令和2年10月31日までの契約に限ります。

(8)実績報告書との同時提出の有無 ☐ 有 ☒ 無

令和2年10月31日までに対象機器の売買契約を締結し、交付申請時に機器設置済みの場合は、本申請書と実績報告書を同時に提出しなければなりません。

本申請書と実績報告書を同時に提出する場合には「有」にチェックを入れてください。

アンケート欄(助成金申請者の方に伺います)
(1)この事業についてどこで知りましたか。 a. 販売店からの紹介 ☐ b. インターネット ☐ c. 東京都の広報 ☐ d. 自治体の広報誌 ☐ e. ニュース ☐ f. 雑誌 ☐ g. その他 ☐
(2)対象機器を導入しようと考えた理由は何ですか。(複数回答可) ☐ a. 環境への配慮のため ☐ b. 電気料金削減のため ☐ c. 再生可能エネルギーの有効利用のため ☐ d. 固定価格買取制度(FIT制度)の買取期間が終了する(した)ため ☐ e. FIT制度の買取価格が低下しているため ☐ f. 非常時の電源確保のため ☐ g. 補助金が出るため ☐ h. 住宅に付加価値を付けるため ☐ i. その他

下記の〈同意事項〉の内容に同意し、本申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

(3/3)

2020 年 9 月 15 日

助成金申請者 署名捺印	氏名 東京 太郎	手続き代行者 署名捺印	事業者名 (会社名) 環境エネルギー販売(株)
	※申請者本人が必ず自筆で署名し、捺印ください。		担当者氏名 環境 花子 ※代行事業者の担当者が必ず自筆で署名し、捺印ください。

※郵送申請の方は、申請者及び代行者の自筆で署名し捺印ください。

〈同意事項〉 ※必ず自筆で記入してください。

必ず自筆による署名と捺印(認印可)(朱肉)をお願いいたします。コピーは不可です。

1 申請者について(自家消費プラン交付要綱(以下「交付要綱」という。)第24条第1項第一号)

●申請者が、東京都及び公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が定める交付要綱・手引に基づき提出いただく助成金交付申請書及び添付書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請の内容に虚偽の記述をした場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請をしてください。

●交付要綱第8条の規定に基づく助成金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が東京都暴力団排除条例第二条第二号に規定する暴力団、同条第三号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことについて同意してください。

また、この同意に違反又は相違があり、同要綱第24条の規定により助成金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第25条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることに同意してください。

あわせて公社が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意してください。

* この同意書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

2 対象機器等を設置する住宅等の所有者の承諾について(交付要綱第3条第1項第二号)

申請者は、申請者本人以外の住宅等所有者がいる建物に対象機器等を設置する場合、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請してください。

3 設置施工の安全性確保について(交付要綱第12条第1項第五号)

申請者は、対象機器等が立地上又は構造上危険がないことを確認した上で申請してください。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

4 助成対象の調査等(交付要綱第10条第3項、第12条第1項第八・九・号)

申請者に対して、電話による問合せを行う場合、追加書類の提出を求める場合及び助成対象機器等設置場所への立ち入りを含めた現地調査の協力をお願いする場合があります。本事業の適正な実施を図るため、公社が特別に定める場合を除き、調査への協力が得られない場合、助成金の返還を求める場合があります。

5 申請の取消しについて(交付要綱第24条第1項)

申請者が、交付要綱第23条により規定された取消しの対象とされている行為を行った場合、公社は直ちに申請の取消しを行い、取消し後の申請を受理しない場合があります。

6 個人情報の保護(交付要綱第32条第1項から第3項まで)

公社は、申請者から提出された個人情報について、個人情報への不正アクセス及び個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、提出された個人情報は、申請に係る審査業務に利用するほか、本事業の効果検証のための調査、公社が作成するパンフレット・事例集及び、都が行う調査業務に利用させていただくことがあり、都が行う調査業務については、都が指定する団体に提供を行う場合があります。なお、その他法令に定められた場合を除き、本人の承諾なしに、申請者から提出された個人情報を第三者に提供することはありません。

7 専属的合意管轄裁判

申請に係る申請者と公社との訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

8 免責

本事業により設置された対象機器等の不具合や故障について、公社はその責任の一切を負いません。

申請者が送付する申請書、公社が送付する通知書その他送付物の送付に係る遅延、紛失、損害等全ての事故について、公社は一切の責任を負いません。

9 注意事項

- 提出いただいた申請書及び添付書類は返却いたしません。
- 申請者の住所等の変更について、申請者が公社に対し連絡を行わなかったために、公社が発送する通知書その他送付書類の到達が遅延し、又は到達しなかった場合でも、当該通知書その他送付書類(公社に返送されたものは除きます。)は、通常到達すべき時に申請者に到達したものとみなします。
- 申請に関して不明な点は、申請の手引を参照ください。

10 手続き代行者及びその責務について(交付要綱第10条第2項)

●手続き代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本産業規格A列4番とし、縦位置とします。

申請書類・必要添付書類リスト

(a) 個人である所有者の方（申請書記載例は 22 ページ以降参照、書類作成上の留意事項は 17 ページ以降参照。）

【個人申請】 申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

必要書類				備考
提出書類名称		確認事項	チェック欄	
1	第1号様式 「助成金交付申請書(個人用)」	・令和2年4月1日から令和3年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。 ・本助成金の交付申請を令和2年9月15日から令和3年3月31日までにを行うこと。 ・押印欄は認印を押印すること。 ・消すことができるインクのペンや鉛筆では記入しないこと。 ・令和2年4月1日から令和2年10月31日までに契約又は設置済みの方は、令和2年11月30日までに提出すること。	☐	・契約日が令和2年10月31日までの申請者で、交付申請時に対象機器を設置済みの方は、令和2年11月30日までに実績報告書も同時に提出してください。 ・集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	申請者(個人)本人確認書類	以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証 ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障害者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー個人番号カード ※有効期限内であること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの (氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要) ※マイナンバー個人番号カードは裏面の個人番号は不要 ※日本で発行されたものであること	☐	
3	電力データ・属性データの提供及び利活用に関する同意書	同意事項に同意の上、自筆での署名・捺印があること	☐	
4	太陽光発電システムが交付要綱第5条第二項に適合することを証明する書類	製品カタログ(該当ページの写し)等	☐	新設の方
5	太陽光発電システムが既設であることを証明する書類	太陽光発電の売電明細(写し)等	☐	既設の方
6	設置予定機器の見積書(写し)	公社の定める様式で作成すること ただし、公社の定める様式を使用できない場合は、以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器等の「パッケージ型番」が正確に記載されていること ⑤対象機器等の金額(機器費のみ。工事費、消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること (太陽光発電システム 新設の場合) ⑥太陽光発電システム設置に関する費用を含んでいること ⑦モジュールの型番が記載されていること	☐	※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの
7	その他公社が審査に必要と認める書類		☐	

申請書類・必要添付書類リスト

(b) 個人に貸与する貸与者 (書類作成上の留意事項は 17 ページ以降参照。)

【個人共同申請】 申請書類・必要添付書類リスト ◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類	チェック欄	備考
		確認事項		
1	第2号様式 「助成金交付申請書(個人共同用)」	- 令和2年4月1日から令和3年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。 - 本助成金の交付申請を令和2年9月15日から令和3年3月31日までにすること。 - 押印欄は認印を押印すること。 - 消すことができるインクのペンや鉛筆では記入しないこと。 - 令和2年4月1日から令和2年10月31日までに契約又は設置済みの方は、令和2年11月30日までに提出すること。	☐	- リース契約日が令和2年10月31日までの申請者で、交付申請時に対象機器を設置済みの方は、令和2年11月30日までに実績報告書も同時に提出してください。 - 集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	対象機器使用者(個人)本人 確認書類	以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証 ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障害者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー個人番号カード ※有効期限内であること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの (氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要) ※マイナンバー個人番号カードは裏面の個人番号は不要 ※日本で発行されたものであること	☐	
3	対象機器等所有者(リース事業者等)実在証明書類	- 以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	☐	
4	対象機器等所有者(リース事業者等)納税証明書	法人住民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	☐	・直近1期分を提出すること
5	電力データ・属性データの提供及び利活用に関する同意書	同意事項に同意の上、自筆での署名・捺印があること	☐	
6	太陽光発電システムが交付要綱第5条第二項に適合することを証明する書類	製品カタログ(該当ページの写し)等	☐	新設の方
7	太陽光発電システムが既設であることを証明する書類	太陽光発電の売電明細(写し)等	☐	既設の方
8	設置予定機器の見積書(写し)	公社の定める様式で作成すること ただし、公社の定める様式を使用できない場合は、以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器等の「パッケージ型番」が正確に記載されていること ⑤対象機器等の金額(機器費のみ。工事費、消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること (太陽光発電システム 新設の場合) ⑥太陽光発電システム設置に関する費用を含んでいること ⑦モジュールの型番が記載されていること	☐	※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの
9	その他公社が審査に必要と認める書類		☐	

申請書類・必要添付書類リスト

(c) 法人である所有者（書類作成上の留意事項は17ページ以降参照。）

【法人申請】 申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

必要書類				備考
提出書類名称		確認事項	チェック欄	
1	第3号様式 「助成金交付申請書(法人用)」	・令和2年4月1日から令和3年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。 ・本助成金の交付申請を令和2年9月15日から令和3年3月31日までにすること。 ・押印欄は会社印、代表取締役印、認印を押印すること。 ・消すことができるインクのペンや鉛筆では記入しないこと。 ・令和2年4月1日から令和2年10月31日までに契約又は設置済みの方は、令和2年11月30日までに提出すること。	☐	・契約日が令和2年10月31日までの申請者で、交付申請時に対象機器を設置済みの方は、令和2年11月30日までに実績報告書も同時に提出してください。 ・集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	申請者(法人)実在証明書類	以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	☐	
3	納税証明書	・法人住民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	☐	・直近1期分を提出すること
4	電力データ・属性データの提供及び利活用に関する同意書	同意事項に同意の上、自筆での署名・捺印があること	☐	
5	太陽光発電システムが交付要綱第5条第二項に適合することを証明する書類	製品カタログ(該当ページの写し)等	☐	新設の方
6	太陽光発電システムが既設であることを証明する書類	太陽光発電の売電明細(写し)等	☐	既設の方
7	設置予定機器の見積書(写し)	公社の定める様式で作成すること ただし、公社の定める様式を使用できない場合は、以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器等の「パッケージ型番」が正確に記載されていること ⑤対象機器等の金額(機器費のみ。工事費、消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること (太陽光発電システム 新設の場合) ⑥太陽光発電システム設置に関する費用を含んでいること ⑦モジュールの型番が記載されていること	☐	※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの
8	重要事項証明書(案)	・対象対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること ・交付要綱第5条第1項第三号に規定する電力データ・属性データ、自家消費に相当する環境価値の無償での提供・譲渡について記載されること ・対象機器等の所有者において、交付要綱第12条、第22条及び第23条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること（参考:「助成金申請の手引き」を参照）	☐	・住宅供給業者が交付申請する場合に必要 ・交付申請時は案文を提出すること
9	その他公社が審査に必要と認める書類		☐	

申請書類・必要添付書類リスト

(d) 法人に貸与する貸与者（書類作成上の留意事項は本手引き 17 ページ以降参照。）

【法人共同申請】 申請書類・必要添付書類リスト ◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

必要書類			備考
提出書類名称		確認事項	
1	第4号様式 「助成金交付申請書(法人共同用)」	・令和2年4月1日から令和3年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。 ・本助成金の交付申請を令和2年9月15日から令和3年3月31日までに行うこと。 ・押印欄は会社印、代表取締役印、認印を押印してください。 ・消すことができるインクのペンや鉛筆では記入しないこと。 ・令和2年4月1日から令和2年10月31日までに契約又は設置済みの方は、令和2年11月30日までに提出すること。	☐ ・リース契約日が令和2年10月31日までの申請者で、交付申請時に対象機器を設置済みの方は、令和2年11月30日までに実績報告書も同時に提出してください。 ・集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	対象機器等使用者(法人)実在証明書	以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	☐
3	対象機器等所有者(リース事業者等)実在証明書	以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	☐
4	対象機器等使用者(法人)納税証明書	・法人都民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	☐ ・直近1期分を提出すること
5	対象機器等所有者(リース事業者等)納税証明書	・法人都民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	☐ ・直近1期分を提出すること
6	電力データ・属性データの提供及び利活用に関する同意書	同意事項に同意の上、自筆での署名・捺印があること	☐
7	太陽光発電システムが交付要綱第5条第二項に適合することを証明する書類	製品カタログ(該当ページの写し)等	☐ 新設の方
8	太陽光発電システムが既設であることを証明する書類	太陽光発電の売電明細(写し)等	☐ 既設の方
9	設置予定機器の見積書(写し)	公社の定める様式で作成すること ただし、公社の定める様式を使用できない場合は、以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器等の「パッケージ型番」が正確に記載されていること ⑤対象機器等の金額(機器費のみ。工事費、消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること (太陽光発電システム 新設の場合) ⑥太陽光発電システム設置に関する費用を含んでいること ⑦モジュールの型番が記載されていること	☐ ※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの
10	その他公社が審査に必要と認める書類		☐

申請者本人確認書類 貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○申請者本人確認書類 貼り付け欄

セロハンテープで貼り付けて下さい。

※ 用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

助成金交付申請書の申請者情報（氏名及び住所）を証明するものです。

下記の書類のうち、いずれか一つのコピーをご提出ください。

- ① 運転免許証
- ② 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）
- ③ 住民基本台帳カード
- ④ 日本国パスポート
- ⑤ 外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書
- ⑥ 身体障害者手帳
- ⑦ 療育手帳
- ⑧ 精神障害者保健福祉手帳
- ⑨ 運転経歴証明書
- ⑩ マイナンバー個人番号カード

※ 公社で申請を受付けた時点で有効期限内であること

※ 記載内容がはっきりと確認できるもの

※ 現住所・氏名の記載があること（氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要）

※ マイナンバー個人番号カードは裏面の個人番号は不要

※ 日本で発行されているもの。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

交付申請

(第1～4号様式関係)

見積書指定様式

2020年 00 月 00 日

見積書

〇〇〇〇

様

設置場所住所

東京都〇〇区〇〇1-2-3

株式会社 〇〇電気

株式会社

〇〇電気

印

下記のとおりお見積りさせていただきます。

蓄電池	メーカー	〇〇DENKI
	型番	XXXX-00-A00
太陽光 ※新設の場合	モジュール型番	XXAX222、XXBX111、XXC0111
		XXBX222、XXAX111、XXD0111

対象機器の金額	
機器費（助成対象）	¥1,200,000 ※
機器費（助成対象外）	¥150,000
太陽光設置工事費	¥570,000
その他工事費	¥280,000
合計	¥2,200,000
消費税	¥220,000
総額	¥2,420,000

※機器費（助成対象）は、公社に登録されているパッケージに係る機器費です

記載例:第 13 号様式助成事業実績報告書(個人用)

(第13-1号様式) (1/3)

法人、リース事業者の場合は様式が異なります。ご確認ください。

番号

個人申請者用

記入日2021年3月20日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

自家消費プラン
助成事業実績報告書(個人用)

公益財団法人東京都環境公社が定める「自家消費プラン助成金交付要綱」に同意のうえ、要綱第20条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

(1)助成申請者に関する情報

- (i)実績報告時の添付書類である対象機器等に係る領収書の宛先(注文者)は、下記の助成申請者の氏名が記載されているものに限り、
(ii)交付要綱第8条に規定する交付申請を行っており、公社から「助成金交付決定通知書」の送付を受けている場合は、当該通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。
◆公社は、本欄に記入された氏名及び住所に対して、助成金確定通知書を送付します。

(フリガナ) 申請者氏名	フリガナ トキヨウ タロウ	電話番号(※)	03-1234-XXXX
	氏名 東京 太郎	電子メールアドレス	OOOO@AA.co.jp
申請者住所	〒 163 - XXXXX (マンション・アパート名・部屋番号まで必ず記入してください。)		
	東京 都道府県 OO 区市町村 OO1-2-3 ●●マンション502号室		

(※)電話番号は、日中連絡がとりやすい番号を必ず記入してください。

・上記(ii)に該当する場合に記入してください。

「助成金交付決定通知書」の交付決定番号	交付決定通知書を受け取った方は、通知書記載の交付決定番号を記入してください。
---------------------	--

(2)対象機器等設置場所に関する情報

- (i)選択項目(□)については、実績報告時点で、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。
(ii)助成対象機器が都内の住宅に設置されていることを確認するため、設置機器の領収書等に記載のある設置場所の住所と一致していることを確認してください。
申請時に添付していただく写真で、「住宅」との確認ができない場合は、当該建物の「登記事項証明書」(原本)等を求める場合があります。
(iii)対象機器等の使用者を代表する方について、氏名を記入してください。

対象機器等を設置する建物の住所	選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)等を入れてください。	☐ 助成申請者住所と同じ ☒ その他(下記に住所記載)
	〒 153 - XXXXX (マンション・アパート名・部屋番号まで必ず記入してください。)	
東京 都道府県 OO 区市町村 OO2-3-4		
対象機器等使用者代表者氏名	東京 太郎	
電力を供給する住宅の種類	☒ 戸建住宅 ☐ 集合住宅	
上記住宅の既築・新築別	☐ 既築住宅 ☒ 新築住宅	
上記住宅の所有権の所在	☒ 自己所有 ☐ 自己所有以外	

(3)対象機器等に関する情報

対象機器等について、複数台数の申請を行う場合は、1台又は1システムごとに記入してください。

機器登録番号(※1)・設置台数			設置年月日(※2)	設備容量	
1	Z1001	1 台	2020/12/12	5.5	kWh (蓄電容量)
				5.4	kW (定格出力)
2		台			kWh (蓄電容量)
					kW (定格出力)

(※1)公社(クールネット東京)のホームページで登録機器をご確認の上、機器登録番号を記入してください。

(※2)設置済みの申請者は領収書の日付(領収日)を記入してください。

(4)助成申請金額に関する情報

(i) 対象機器費が完済されていることを確認するため、領収書等の提出が必要です。

(ii) 購入金額欄に記載する金額が、領収書等に記載された対象機器等に係る機器費の金額と一致する必要があります。

	購入金額(税抜) (購入予定金額の内、機器費を記入)		助成申請金額 (千円未満切捨)(※2)		購入予定金額／設備容量 (円／kWh)(※3)
1	¥1,100,000	円	¥550,000	円	200,000 円／kWh
2		円		円	円／kWh

(※1)「購入金額」に対して規定の助成率を乗じた金額又は上限額のいずれか小さい金額を記入してください。

(※2) 交付要件は蓄電容量1kWh当たりの機器費が20万円以下です。20万円を超えると助成金不交付となりますのでご注意ください。

(5)太陽光発電システムの設置状況に関する情報

(i) 交付要綱第5条において、太陽光発電システムの新設又は既設を助成条件としています。

(ii) 助成申請者は、以下の表に記入した太陽光発電システムを、(3)の対象機器等の設置場所において、設置していることを確認してください。

(iii) 対象機器と太陽光発電システムを設置する建物の住所もしくは電灯契約が異なることが判明した場合は、原則、助成申請者に対して、助成金の返還を求めることになりますので、注意してください。

(太陽光発電システムに関する情報)

(1)太陽光発電システムの設置種別	☒ 新設 ☐ 既設(※1)
(2)モジュールの製造者名(メーカー)	株式会社△△△△
(3)モジュールの型式名	S12345・P34567・K56789
(4)太陽光発電システムの最大出力(※2)	4.15 kW
(5)モジュールが受けている認証	☒ 国際電気標準会議のIECEE-PV-FCSに加盟する海外認証機関による認証 ☐ 一般財団法人電気安全環境研究所による認証 ☐ その他(太陽光発電システムの設置種別が「 ☒ 既設」のみ)(※3)
(6)電力受給契約者又は系統連携協議依頼者の氏名(※3)	東京 太郎
(7)購入年月日(領収書の日付け)	12月12日

☒既設 のとき、下記のように記入してください。

●売電明細を添付する場合
(4)0kW、(5)その他、(6)氏名

●保証書を添付する場合
(2)～(6)

該当の個所に漏れの無いよう記入してください。

(※1) 太陽光発電システムの設置日が蓄電池システム領収書の領収日より前の場合は、既設にチェック(✓)を入れてください。

(※2) 同時導入(新設)の場合、モジュール出力の合計とインバータの出力を比較し、出力の小さい方を記入してください。

(※3) JET又は海外認証機関による認証を受けておらず、国、東京都又は公益財団法人東京都環境公社による住宅用太陽光発電システムの助成金の対象となっていた場合は、当該交付決定通知書(写し)、又は売電明細等(再生可能エネルギー発電事業計画認定を受けていることを証する文書)を提出することにより助成要件を満たすこととします。その場合、その他に(✓)を入れてください。

(6)手続き代行者に関する情報

・申請者以外が助成金申請に係る手続きを代行する場合は、以下の枠線内も記入してください。

その場合、公社からの提出書類等の確認に関する連絡は、原則として手続き代行者に行います。

会社名	フリガナ カネコエネルギー販売株式会社			担当者電話番号	03-1234-XXXX	
	環境エネルギー販売株式会社			担当者携帯電話番号	090-XXXX-XXXX	
				電子メールアドレス	OOOO@△△.co.jp@	
会社又は拠点の代表者	役職名	東京東店店長			氏名	環境 太郎
担当者部署名	総務部販売課				担当者名	環境 花子
代行者住所	〒 111 - XXXXX (マンション・アパート名・部屋番号まで必ず記入してください。)					
	東京	都道府県	△△	区市町村	△△3-4-5	

(7)助成金振込先に関する情報

- (i) 助成金振込先の口座名義は、(1) 記入の助成申請者の氏名と同一にしてください。
- (ii) 金融機関名、支店名、口座名義は必ずカタカナで記入して下さい。

金融機関名、支店名、口座名義はカタカナで記入してください。
金融機関コード、支店コードが不明な場合はインターネット等でご確認ください。

金融機関名 (カタカナ)	コウチョギンコウ											
支店名 (カタカナ)	ゼロゼロイチ											
金融機関 コード	9	9	0	0	支店コード	0	0	1	預金種類 (該当項目に✓)	☒ 普通	☐ 貯蓄	☐ 当座
口座名義(※) (カタカナ)	※必ずカタカナで記入してください。 トウキョウ タロウ											
口座番号 (右詰)	0	0	0	1	2	3	4					

(8)他の助成金の申請状況

- (i) 選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。
- (ii) 複数システムを申請されている場合は、申請書3/4ページをもう1枚添付し、(8)の部分のみ記入し提出してください。

区市町村への申請	☒ 申請済み ☐ 申請予定 ☐ 申請予定なし		
区市町村名	△△市	助成金交付額 (予定額)	50,000 円
国等への申請	☒ 申請済み ☐ 申請予定 ☐ 申請予定なし		
事業名	蓄電池導入補助金	助成金交付額 (予定額)	150,000 円

(9)属性データの提供

- (i) 交付要綱第12条において、助成対象機器を設置する家庭の電力データ及び属性データの提供を求め、全ての項目が必須回答です。
- (ii) 提供された電力データ及び属性データは、助成金申請時に提出いただいた同意書により、
- (iii) 選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。

属性データに不備があると受け付けることができません。✓漏れのないよう、ご確認ください。

* 機器識別コード	○△○△ * 公社(クールネット東京)のホームページ(助成対象機器一覧)で定められている、登録機器ごとの「データ提供時の機器識別コード名」と「機器識別コードの記載場所」をご確認のうえ、各登録機器の識別コードを記入してください。					
世帯主の年齢	☐ 10代	☐ 20代	☐ 30代	☒ 40代	☐ 50代	☐ 60～64歳 ☐ 65歳以上
居住人数	☐ 1人	☐ 2人	☒ 3人	☐ 4人	☐ 5人	☐ 6人以上
住宅の築年数	☐ 9年以下 ☒ 10～19年 ☐ 20～29年 ☐ 30～39年 ☐ 40年以上					
住宅の広さ	☐ ～30㎡未満 ☒ 30～60㎡未満 ☐ 60～90㎡未満 ☐ 90～120㎡未満 ☐ 120㎡以上					
エアコンの台数	☐ なし ☐ 1台 ☐ 2台 ☒ 3台 ☐ 4台 ☐ 5台以上					
冷蔵庫の台数	☐ なし ☒ 1台 ☐ 2台 ☐ 3台 ☐ 4台 ☐ 5台以上					
給湯器の燃料種別	☐ ガス給湯器 ☐ エネファーム(家庭用燃料電池) ☒ 電気式給湯器(エコキュート等) ☐ その他					
暖房用の主な機器の燃料種別	☒ 電気(エアコン含む) ☐ ガス ☐ 灯油 ☐ その他					
創エネ機器の有無	☐ 有り(ピークル・トゥ・ホームシステム(V2H)等) ☒ 無し					

実績報告書・必要添付書類リスト

(a) 個人である所有者の方（報告書記載例は 31 ページ以降参照、書類作成上の留意事項は 17 ページ以降参照。）

【個人申請】 実績報告書・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類	確認事項	チェック 欄	備考
1	第13-1号様式 「助成金事業実績報告書(個人用)」	・個人が申請する場合の様式		☐	・契約日が令和2年10月31日までの申請者で、交付申請時に対象機器を設置済みの方は、令和2年11月30日までに交付申請書と同時に提出してください。 ・集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	設置機器の売買等契約書(写し)	以下の内容が記載されていること ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④工事内容		☐	・売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。 (ただし、契約書の日付が令和2年10月31日までのものは除く。)
3	設置機器の領収書(写し)・ 領収書の内訳(原本)	・領収書の日付が令和2年4月1日から令和3年9月30日までの間のものであること(※1) ・以下の内容が記載されていること。 ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ、工事費・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器パッケージ型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※但書に③～⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること		☐	(※1)領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 ただし、契約日が令和2年10月31日までの申請者で、交付申請時に機器を未設置の場合を除く。 (※2)領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 また、電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。
4	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること		☐	・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が申請者宛に提出したものであること)
5	対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力を使用する住宅の全景写真(カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの(建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器等が写っていない可 ・対象機器等を設置する建物と、対象機器等が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり		☐	
6	対象機器等の設置状態を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器等を設置した場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれて可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影のすること ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり		☐	
7	対象機器等の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること		☐	蓄電池ユニットのみ

実績報告書・必要添付書類リスト

(b) 個人に貸与する貸与者（書類作成上の留意事項は17ページ以降参照。）

【個人共同申請】 実績報告書・必要添付書類リスト ◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

必要書類				備考
提出書類名称		確認事項	チェック欄	
1	第13-2号様式 「助成事業実績報告書(個人共同申請)用)」	・個人に貸与する貸与者が申請する場合の様式	☐	・リース契約日が令和2年10月31日までの申請者で、交付申請時に対象機器を設置済みの方は、令和2年11月30日までに交付申請書と同時に提出してください。 ・集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	設置機器のリース契約証明書(写し)	・リース契約書の日付が交付決定日より後のものであること。 (ただし、契約書の日付が令和2年10月31日までのものは除く。) ・リース料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・リース契約期間が、対象機器等の法定耐用年数(6年)以上であること	☐	
3	設置機器の領収書(写し)・ 領収書の内訳	・領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 (ただし、領収書の日付が令和2年4月1日から令和2年10月31日の場合を除く。) ・領収書の日付が令和2年4月1日から令和3年9月30日までの間のものであること(※1) ・以下の内容が記載されていること ① 宛名(助成申請者名であること) ② 領収金額 ③ 助成対象経費(機器費のみ、工事費・消費税含まず) ④ 設置場所住所 ⑤ 対象機器メーカー名 ⑥ 対象機器パッケージ型番 ⑦ 製造番号 ⑧ 収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ⑨ 領収日 ⑩ 発行者(販売事業者)名 ⑪ 発行者(販売事業者)捺印 ※ 但書に③～⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。 ・会社の定める様式で領収書の内訳を作成すること	☐	(※1) 領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 ただし、契約日が令和2年10月31日までの申請者で、交付申請時に機器を未設置の場合を除く。 (※2) 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 また、電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。
4	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	☐	・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が申請者宛に提出したものであること)
5	対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力を使用する住宅の全景写真(カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの(建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器等が写ってなくても可 ・対象機器等を設置する建物と、対象機器等が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	
6	対象機器等の設置状態を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器等を設置した場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれて可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影のすること ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	
7	対象機器等の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること	☐	蓄電池ユニットのみ

実績報告書・必要添付書類リスト

(c) 法人である所有者（書類作成上の留意事項は17ページ以降参照。）

【法人申請】 実績報告書・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

必要書類				備考
提出書類名称		確認事項	チェック欄	
1	第13-3号様式 「助成事業実績報告書(法人用)」	・法人が申請する場合の様式	☐	・契約日が令和2年10月31日までの申請者で、交付申請時に対象機器を設置済みの方は、令和2年11月30日までに交付申請書と同時に提出してください。 ・集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	売買等契約書(写し)	・売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。 (ただし、契約書の日付が令和2年10月31日までのものは除く。) 以下の内容が記載されていること ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④工事内容	☐	・売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。 (ただし、契約書の日付が令和2年10月31日までのものは除く。)
3	設置機器の領収書(写し)・ 領収書の内訳	・領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 (ただし、領収書の日付が令和2年4月1日から令和2年10月31日の場合を除く。) ・領収書の日付が令和2年4月1日から令和3年9月30日までの間のものであること(※1) ・以下の内容が記載されていること ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ、工事費・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器パッケージ型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※但書に③～⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること	☐	(※1) 領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 ただし、契約日が令和2年10月31日までの申請者で、交付申請時に機器を未設置の場合を除く。 (※2) 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 また、電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。
4	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	☐	・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は、機器の販売元等が申請者宛に提出したものであること)
5	対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力を使用する住宅の全景写真(カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの(建物の立地や構造上、1枚に収まりきれない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器等が写っていない可 ・対象機器等を設置する建物と、対象機器等が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	
6	対象機器等の設置状態を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきれない場合は複数枚に分かれて可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるように撮影のすること ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	
7	対象機器等の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること	☐	蓄電池ユニットのみ
8	重要事項証明書等 (住宅購入者に提示した原本の該当ページの写し)	・対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること ・対象機器等の所有者において、交付要綱第14条、第22条及び第23条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること(助成金申請の手引きを参照)	☐	・住宅供給業者が交付申請する場合に必要

必要書類			備考
提出書類名称	確認事項	チェック欄	
9	口座情報の写し	以下の内容が記載されていること ①金融機関名(コード) ②支店名(コード) ③預金種類 ④口座番号 ⑤口座名義人氏名・カタカナ (※交付申請書の助成金申請者氏名と同一の口座名義であること)	☐ 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの該当ページ等
10	データ疎通証明書類	・データ疎通の日付及び機器番号等が記載されたHEMS画面等の写し、もしくはデータ提供窓口が発行する疎通確認証明書(機器等登録要綱別記第3号様式)	☐ ※データ疎通の確認方法は機器ごとに異なりますので、公社HPをご確認ください。
11	太陽光発電システムの設置時期が確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	新設 【太陽光発電システムの領収書】 ・領収日の記載があること。 ※太陽光発電システムのリースを活用し導入した場合には、リース契約書(写し)を提出すること 【太陽光発電システム及び太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること ・引渡日等の記載があること	☐ ※太陽光発電システムのリースを活用し導入した場合には、リース契約書(写し)を提出すること ☐ ※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
12	太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	新設 / 既設 新設 【出力対比表】 ・メーカーから発行されたもので、太陽電池モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽電池モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(助成金申請の手引きを参照) 【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること 既設 【国、都又は公社発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定通知書(写し)】 ・助成制度の名称が記載されていること ・助成制度実施団体の代表者の押印があること 【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること	☐ ☐ ☐ ☐
13	太陽光発電システムで発電した電力を対象機器等を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	新設 【接続契約のご案内(写し)】 ・太陽光発電システムの系統連携に伴う電力会社との契約締結後の写し ・「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること 既設 【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること	☐ ☐
14	出力対比表	新設 【出力対比表】 ・メーカーから発行されたもので、太陽電池モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽電池モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(助成金申請の手引きを参照)	☐ ※太陽光発電システムが既設の場合は提出不要 ※「太陽光発電システムが交付要綱第5条第2項に適合することを確認できる書類」として提出する場合は、提出不要
15	太陽光発電システムの設置状況を示す書類(カラー)	新設 ・太陽光モジュールの設置状況がわかるものであること	☐ ※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
16	その他公社が審査に必要と認める書類		☐

実績報告書・必要添付書類リスト

(d) 法人に貸与する貸与者（書類作成上の留意事項は本手引き 17 ページ以降参照。）

【法人共同申請】 実績報告書・必要添付書類リスト ◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

必要書類				備考
提出書類名称		確認事項	チェック欄	
1	第13-4号様式 「助成事業実績報告書」(法人 (共同申請)用)」	・法人に貸与する貸与者が申請する場合の様式	☐	・リース契約日が令和2年10月31日までの申請者で、交付申請時に対象機器を設置済みの方は、令和2年11月30日までに交付申請書と同時に提出してください。 ・集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	機器のリース契約証明書(写し)	・リース契約書の日付が交付決定日より後のものであること。 (ただし、契約書の日付が令和2年10月31日までのものは除く。) ・リース料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・リース契約期間が、対象機器等の法定耐用年数(6年)以上であること	☐	
3	設置機器の領収書(写し)・ 領収書の内訳	・領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 (ただし、領収書の日付が令和2年4月1日から令和2年10月31日の場合を除く。) ・領収書の日付が令和2年4月1日から令和3年9月30日までの間のものであること(※1) ・以下の内容が記載されていること ① 宛名(助成申請者名であること) ② 領収金額 ③ 助成対象経費(機器費のみ、工事費・消費税含まず) ④ 設置場所住所 ⑤ 対象機器メーカー名 ⑥ 対象機器パッケージ型番 ⑦ 製造番号 ⑧ 収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ⑨ 領収日 ⑩ 発行者(販売事業者)名 ⑪ 発行者(販売事業者)捺印 ※ 但書に③～⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること	☐	(※1) 領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 ただし、契約日が令和2年10月31日までの申請者で、交付申請時に機器を未設置の場合を除く。 (※2) 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 また、電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。
4	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	☐	・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が申請者宛に提出したものであること)
5	対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力を使用する住宅の全景写真(カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの (建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器等が写っていても可 ・対象機器等を設置する建物と、対象機器等が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	
6	対象機器等の設置状態を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれて可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるように撮影のこと ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	
7	対象機器等の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること	☐	蓄電池ユニットのみ

必要書類				備考
提出書類名称		確認事項	チェック欄	
8	口座情報の写し	以下の内容が記載されていること ①金融機関名(コード) ②支店名(コード) ③預金種類 ④口座番号 ⑤口座名義人氏名・カタカナ (※交付申請書の助成金申請者氏名と同一の口座名義であること)	☐	預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの該当ページ等
9	データ疎通証明書類	・データ疎通の日付及び機器番号等が記載されたHEMS画面等の写し、もしくはデータ提供窓口が発行する疎通確認証明書(機器等登録要綱別記第3号様式)	☐	※データ疎通の確認方法は機器ごとに異なりますので、公社HPをご確認ください。
10	太陽光発電システムの設置時期が確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	新設 【太陽光発電システムの領収書】 ・領収日の記載があること。 ※太陽光発電システムのリースを活用し導入した場合には、リース契約書(写し)を提出すること	☐	※太陽光発電システムのリースを活用し導入した場合には、リース契約書(写し)を提出すること
		【太陽光発電システム及び太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること ・引渡日等の記載があること	☐	※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
11	太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	新設 / 既設 【出力対比表】 ・メーカーから発行されたもので、太陽電池モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽電池モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(助成金申請の手引きを参照)	☐	
		【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	☐	
		既設 【国、都又は公社発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定通知書(写し)】 ・助成制度の名称が記載されていること ・助成制度実施団体の代表者の押印があること	☐	
		【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること	☐	
12	太陽光発電システムで発電した電力を対象機器等を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	新設 【接続契約のご案内(写し)】 ・太陽光発電システムの系統連携に伴う電力会社との契約締結後の写し ・「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること	☐	
		既設 【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること	☐	
13	出力対比表	新設 【出力対比表】 ・メーカーから発行されたもので、太陽電池モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽電池モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(助成金申請の手引きを参照)	☐	※太陽光発電システムが既設の場合は提出不要 ※「太陽光発電システムが交付要綱第5条第二項に適合することを確認できる書類」として提出する場合は、提出不要
14	太陽光発電システムの設置状況を示す書類(カラー)	新設 ・太陽光モジュールの設置状況がわかるものであること	☐	※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
15	その他公社が審査に必要と認める書類		☐	

対象機器等 領収書(コピー)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 領収書 (コピー) 貼り付け欄

- ※ 用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。
- 当該機器等の購買を証明するため、「領収書」を提出してください。
- ※ クレジットカード・ローン払いによる場合についても、販売店が発行した領収書など対象機器等の購買を証明する書類を作成してください。(本手引き 45 ページ参照)

No. _____	
領 収 書	
① OO △△ 様	
金額	② ¥ * , * * * , * * *
上記の金額正に領収いたしました。	
③ 但し、蓄電池システムの機器費 1,200,000円 (税抜) を含む	
④ ・設置場所住所	東京都〇〇区〇〇1-2-3
⑤ ・〇〇メーカー製	⑥ ABC-001-A
	⑦ 製造番号 0000-ABC000
⑧ 	⑨ 領収日 令和〇年 △月□日
	⑩ ○×○×株式会社 東京営業所 営業所長 蓄電 光
	⑪ 代表取締役

以下の内容がはっきり確認できるものをご提出ください。

- ① 宛名 (助成申請者名であること)
- ② 領収金額
- ③ 助成対象経費
- ④ 設置場所住所
- ⑤ 対象機器メーカー名
- ⑥ 対象機器パッケージ型番
- ⑦ 製造番号
- ⑧ 収入印紙及び割印 (消印) が確認できるもの
- ⑨ 領収日
- ⑩ 発行者 (販売事業者) 名
- ⑪ 発行者 (販売事業者) 捺印

※ 但し書きに③~⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してください。

- ・ 販売事業者が作成した「対象機器等に関する領収書内訳について」(本手引き 43 ページ参照)
- ・ 工事請負契約書等の契約書類 (及び付属書類) で③~⑦の内容が確認できるものの写し

※ クレジットカード・ローン等の理由で収入印紙 (⑧) がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合 (但書の記載が「立替払い」となっている等) は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要です。

セロハンテープで貼り付けて下さい。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

【領収書内訳書について】【蓄電池システム】

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

公社理事長宛てに作成してください。

申請者と同じである必要があります。(領収書の宛名が連名の場合も、申請者単名の記載で作成してください。)

対象システムに関する領収書の内訳について

「〇〇〇〇」様宛に発行した蓄電池システムに係る領収書は、2020年××月〇〇日
付け領収書(領収書番号 000000)のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場
所住所等下記のとおり、証明いたします。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日又は領収書番号を明確にしてください。

記

1	機器費(税抜)	〇,〇〇〇,〇〇〇円
2	設置場所住所	東京都〇〇市〇〇1-2-3
3	公社登録メーカー名	株式会社〇〇電気
4	公社登録 パッケージ型番	SSS-000
5	蓄電池ユニット 製造番号	×××-0000

公社に登録されている型番を記載してください。

蓄電池ユニットの製造番号を記載してください。

※ケース表面に銘板がない場合、パッケージ型番やシステム型番の銘板写真の提出を
求めることがあります。

領収書の日付以降の日付を記入してください。
領収書と同一の印鑑としてください。

2020年××月〇〇日

〇〇株式会社

〇〇株
式会社
印

〔領収書内訳書について〕【太陽光発電システム】

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

公社理事長宛てに作成してください。

申請者と同じである必要があります。(領収書の宛名が連名の場合も、申請者単名の記載で作成してください。)

対象システムに関する領収書の内訳について

「〇〇〇〇」様宛に発行した太陽光発電システムに係る領収書は、 年 月
日付け領収書(領収書番号)のとおりです。
当該領収書には、太陽光発電システムの機器費及び工事費を含んでいることを証明いたします。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日又は領収書番号を明確にしてください。

2020 年 × × 月 〇 〇 日

〇〇株式会社

印
株式会社

※実際に払った金額(領収書の金額)と申請書の金額が違ふ場合や
領収書に但し書きができない場合に作成してください。

(クレジット等契約により購入した場合の領収書作成例:販売店が発行したものに限りです。)

〇〇〇〇 (顧客) 御中

申請者名を記入すること

収入印紙

割印

対象機器等に関する代金領収書

現金で5万円以上の領収金額の場合は、収入印紙 (割印)

東京都〇〇区〇〇町 1-1-1
〇〇〇〇販売株式会社 〇〇営業所
営業所長 〇〇 〇〇 印

社印 (角印) 又は代表者印 (丸印) のいずれかが押されていること。※押印されたもののカラーコピーであること。

次の顧客の対象機器等の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。

また、受領した代金に相当する対象機器等の所有権を、契約書等に関わらず、次の顧客に移転したことを確認しました。

顧客	氏名	
	設置場所 住所	

購入品目	購入機器	メーカー名	パッケージ型番	製造番号	機器費(税抜)
	蓄電池				

受領代金	費目	金額	入金 (受領) 日
	現金	金 円	年 月 日
	クレジット (クレジット会社名:)	金 円	年 月 日
	その他 ()	金 円	年 月 日
	合計	金 円	

2020 年 × × 月 〇 〇 日
〇〇株式会社 印

対象機器等 保証書(コピー)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 保証書 (コピー) 貼り付け欄

※用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 購入時又は設置時に受領した保証書の内容を確認の上、コピーを貼り付けてください。
 - 対象機器メーカー名、対象機器型番又はパッケージ型番、製造番号がはっきりわかるようにコピーして、貼り付けてください。
- ※使用者控え (お客様控え等) のコピーであること

[SII申請用]

太陽光発電連系型リチウムイオン蓄電システム
補助金申請添付用 出荷証明書兼保証書
No. HLG-008309

システム名	リチウムイオン蓄電システム	
型式	ABC-001-A	
製造番号	0000-ABC000	
保証期間	引渡し日より1年間	
お引渡し年月日	年 月 日	
お客様	フリガナ	
	お名前	東京 太郎
	ご住所	東京都〇〇区〇〇1-2-3
	電話番号	
販売店	会社名	〇×〇株式会社 東京営業所
	住所	東京都〇〇区●●3-2-1 03-0000-0000
	電話番号	

本書は上記欄について、一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するリチウムイオン蓄電補助金の補助金申請を目的に発行するものです。正誤の保証書が発行されるまでの間、本書記載内容にもとづき無償修理をお約束するものです。尚、正誤の保証書が発行された後は、本保証書は効力とせず、上記欄記載内容に改ざんが生じた場合は、本書をご提示の上、上記販売会社に修理をご依頼ください。(裏面を必ずご覧ください)

※お客様個人の情報に付きましては、関連業務に関するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。

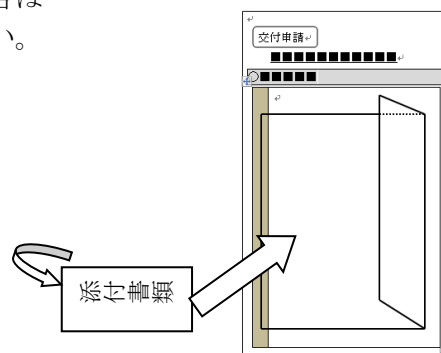
セロハンテープで貼り付けて下さい。

※保証書の提出が困難である場合は設置した機器の販売元業者が作成した『設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明』を提出すること。(本手引き 47 ページ参照)

【貼り付け方法】

貼り付け欄より添付書類が大きい場合は
右端を折り曲げて、貼り付けてください。

縦長の添付書類は横向きにして
貼り付けてください。



※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

（保証書の提出が困難な場合に販売元が公社理事長宛に提出するものの作成例）
※販売店が発行したものに限りです

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書

自家消費プラン交付申請書を提出するにあたり、弊社が下記の申請者に販売した助成対象機器が新品かつ未使用品であることを証明いたします。

また、助成対象機器が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに応じます。

記

- 1 申請者名 東京花子
- 2 設置場所住所 東京都〇〇区〇〇1-2-3
- 3 領収書番号 AA00001

以 上

2020 年 × × 月 〇〇 日

〇〇株式会社



**対象機器等を設置する建物、及び対象機器等から
供給される電力を使用する住宅の全景写真**

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 設置写真貼り付け欄

※ 書類の用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 対象機器等を設置する建物と、対象機器等が供給する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
- 全景写真では対象機器が写ってなくても構いません。
- 1 階部分から全体が写るように撮影してください。
- 玄関正面側から建物全体を撮影した写真をご用意ください。
- 建物の立地や建築構造上、1 枚に収まりきらない場合には、複数に分かれても構いません。
- 建物の全景がはっきりと分らない（日没後撮影等）場合、再度撮影を依頼する可能性があります。
- その他添付する写真について、以下の点に留意してください。

※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。

※ カラー印刷又は、カラープリント写真

※ 写真の大きさは、サービス判（L サイズ 127×89mm）以上

※ 1 枚に収まらない場合は本台紙を複写して、全ての写真を添付してください。

セロハンテープで貼り付けて下さい。



見 本

必ず、玄関正面側から
撮影したものとしてください。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器等の設置状態を示す写真

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 設置写真貼り付け欄

- ※ 書類の用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。
- 設置完了後の写真を提出してください。
- 対象機器等の上から日よけ等の目的でカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器がはっきり確認できるよう撮影してください。
- 太陽光発電システムについては設置前・後の写真を添付してください。
- 写真の縦横比を変更しないでください。
- その他、添付する写真について、以下の点に留意してください。

- ※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。
- ※ カラー印刷又は、カラープリント写真
- ※ 写真の大きさは、サービス判 (L サイズ 127×89mm) 以上
- ※ 1 枚に収まらない場合は本台紙を複写して、全ての写真を添付してください。
- ※ 対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真としてください。

セロハンテープで貼り付けて下さい。



※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器等 銘板写真貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 銘板写真貼り付け欄

※書類の用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

● 設置した後の対象機器等の銘板を撮影し、提出してください。

※ 写真は、現像またはプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。

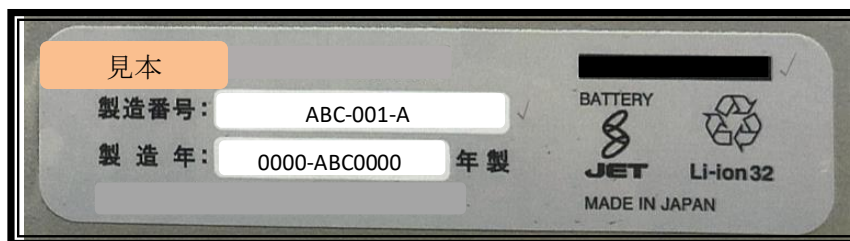
※ カラー印刷または、カラープリント写真

※ 写真の大きさは、サービス判 (L サイズ 127×89mm) 以上

※ 対象機器型番等がはっきりと見える写真。

<対象機器等の銘板写真> . . . 設置台数分必要です

■蓄電池の場合 (蓄電池ユニットのみ)



セロハンテープで貼り付けて下さい。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

口座情報(コピー)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○口座情報 (コピー) 貼り付け欄

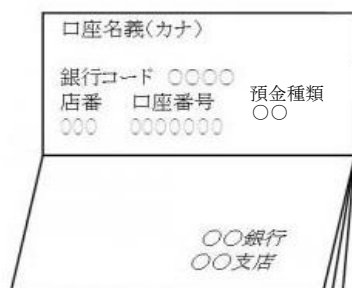
振込口座情報の記載されたもののコピーを提出してください。

※ 書類の用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

以下の項目が記載されているものの写しを貼り付けてください。

- ① 金融機関名 (コード)
- ② 支店名 (コード)
- ③ 預金種類
- ④ 口座番号
- ⑤ 口座名義・カタカナ ※助成金申請者と同一の口座名義であること

●通帳の振込口座情報が記載されているページの見開きコピー



●キャッシュカードのコピー

〇〇銀行キャッシュカード

000-1-00000000

トウキョウ タウ

・①～⑤がすべて記載されているか確認すること

※預金種類の無いキャッシュカードの場合は預金種類の確認できる資料も添付してください。

●インターネットバンキングの該当ページ

①～⑤がすべて記載されている頁をご提出ください。

セロハンテープで貼り付けてください。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

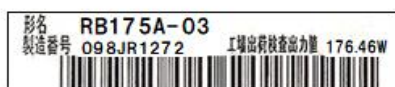
(出力対比表(メーカーが発行していない場合の記入例))

出力対比表

助成金申請者名	東京 太郎				
製造メーカー名	△○△○電機株式会社				
太陽電池モジュール型式	RB175A-03				
測定値(JIS)公称最大値(W)	1	7	5	.	0

製造番号の写し(バーコード)の添付欄

- * 梱包に同梱されている製造番号の写し(バーコード現物)をこちらに貼付してください。
- * 1枚に添付しきれない場合は、助成金申請者名、手続き代行者名を記入いただいた上で、別紙を使用していただいて構いません。
- * 製造番号写し(バーコード)を1枚に添付しきれない場合等は、別紙としてご使用ください。その場合は、別紙1枚ごとに、必ず申請者名を記載してください。
- * 製造番号の写し(バーコード)は、製造番号、測定出力の記載があるものが必要です。
- * 何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。



◎ 助成金を申請する
全てのモジュールのバーコードを
 貼付してください。

* メーカー又はメーカー系販売会社が作成する以外は、梱包に同梱されている製造番号の写し(バーコード)を添付願います。

5.1 申請書の送付先

自家消費プランでは、可能な限りオンライン申請を推奨しております。

詳しくは、公社 HP をご確認ください。

■ 申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10 階

東京都地球温暖化防止活動推進センター スマートエネルギー 自家消費プラン担当 宛

< 申請様式のダウンロードページ >

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/jikashohi_plan/download

- * 申請様式は日本産業規格 A4 の用紙に片面印刷をお願いします。
- * 手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- * FAXによる申請書類の送付は受け付けておりません。郵送をお願いいたします。
- * 原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出頂き、ご自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。
- * 同時に複数件申請する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請ごとに書類を分けて入れて下さい。その際は、申請数と申請者名が分かる一覧を添付して下さい。
- * 封筒の表に、「**自家消費プラン助成金 必要書類在中**」と赤字で記入してください。

(封筒記入例)

切手	163-0810	〒000-0001 〇〇市〇〇〇 ×丁目×番×号
	東京都地球温暖化防止活動推進センター スマートエネルギー 自家消費プラン担当 宛	
「 自家消費プラン助成金・必要書類在中 」	新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10 階	送付者 氏名

(参考) 関連ホームページのご案内

1. 実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規定類について

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/jikashohi_plan/



2. 申請書類様式のダウンロードについて

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/jikashohi_plan/download

3. よくある質問 (Q & A) について

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/jikashohi_plan/

4. 東京都環境局の地球環境・環境エネルギー政策について

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/index.html>

東京都
自家消費プラン

助成金申請の手引き

□発行

令和 2 (2020) 年 9 月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称: クール・ネット東京)

〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1

新宿 NS ビル 10 階

電話 03 (6279) 4615

月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9:00～17:00

(12:00～13:00 を除く)